

愛媛県ゴルフ場農薬適正使用士認定要領

(目的)

第1条 この要領は、愛媛県ゴルフ場農薬適正使用指導要綱（平成元年9月16日制定。以下「要綱」という。）第3条の2第1項に規定するゴルフ場農薬適正使用士（以下「農薬適正使用士」という。）を認定することにより、ゴルフ場における省農薬による芝の管理を促進し、もってゴルフ場周辺の環境への農薬被害を一層防止することを目的とする。

(認定)

第2条 農薬適正使用士は、県が実施するゴルフ場農薬適正使用士認定研修（以下「研修」という。）を修了した者のうちから、知事が認定する。

2 農薬適正使用士の認定の有効期間は、3年間とする。

(研修)

第3条 研修は、次に掲げる事項について行い、新規に認定を受けようとする者については、その効果を測定するため、試験を行う。

(1) 農薬取締法（昭和23年法律第82号）及び毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）に関すること。

(2) 芝の病害虫及び雑草の生態及び防除に関すること。

(3) 農薬の安全かつ適正な使用方法及び保管管理に関すること。

(4) ゴルフ場周辺の環境への農薬被害防止対策に関すること。

(5) 芝の省農薬管理技術に関すること。

2 研修は、次に掲げる者でなければ受講することができない。

(1) 要綱第3条第1項に規定する農薬管理責任者

(2) ゴルフ場に勤務し、かつ、農薬使用に係る業務に従事する者

3 研修を受講しようとする者は、ゴルフ場農薬適正使用士認定研修受講申請書（様式第1号）に写真を添えて知事に提出しなければならない。

(認定証の交付)

第4条 知事は、第2条第1項の規定により農薬適正使用士の認定をしたときは、研修終了後、14日以内に認定証（様式第2号）を交付する。

(認定の取消し)

第5条 知事は、農薬適正使用士の認定をした者に農薬適正使用士としてふさわしくない行為があったと認められるときは、その認定を取り消すことがある。

2 前項の規定により農薬適正使用士の認定を取り消された者は、速やかに認定証を知事に返納しなければならない。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、農薬適正使用士の認定に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成6年11月10日から施行する。

前 文 (抄)

この改正は、平成10年4月1日から施行する。

前 文 (抄)

この改正は、平成11年9月13日から施行する。

前 文 (抄)

この改正は、平成13年4月1日から施行する。

前 文 (抄)

この改正は、平成14年1月1日から施行する。

前 文 (抄)

この改正は、平成18年8月21日から施行する。

ゴルフ場農薬適正使用士認定研修受講申請書

年 月 日

愛媛県知事 中村 時広 様

写真ちょう付欄

申請前6ヶ月以内に写した
縦4cm 横3cm 上半身のもの
で、写真裏面に氏名を記入し
てください。

住 所

申請者

ふりがな
氏 名

勤務 ゴルフ 場	所在地	
	名称	
	事業者氏名	
ゴルフ場で従事 する業務内容		

認 定 証

様

あなたを、愛媛県ゴルフ場農薬適正
使用士に認定する。ただし、認定期間
は、 年 月 日から 年 月 日ま
でとする。

平成 年 月 日

愛媛県知事 中村 時広 印